福岡大学附属大濠高等学校同窓会　代議員及び役員の選出に関する細則

本細則は、福岡大学附属大濠高等学校同窓会会則(以下会則と言う)第 8 条及び第 22 条に関し、その選出方法について規定する。

第1条　代議員の選出

会則第 8 条に規定する代議員の選出にあたっては、立候補及び推薦によるものとするが、それがない場合は以下の方法による選出を行い、理事会で決定する。

1　新入会員については本校から提出された学年幹事を基に組織委員会において選出を行う。代議員・学年幹事ともに不在の卒回は、組織委員会が選出する。

第2条　役員の選出　理事及び監事

会則第 22 条に規定する理事及び監事の選出にあたっては、代議員からの立候補及び推薦によるものとするが、それがない場合は理事会が選出を行い、代議員会に推薦し、代議員会で決定する。

第3条　役員の選出　会長及び副会長

会則第 22 条 2 項に規定する会長の選出にあたっては、会長、副会長及び各委員会委員長で構成する選考委員会を設け選出を行い、理事会に推薦し、理事会で決定する。

２．副会長の選出にあたっては会長が推薦し、理事会で決定する。

第4条　就任承諾

本細則第 1 条から第 4 条で選出された代議員及び役員に対し、就任を依頼し、就任承諾書を受領する。

第5条　任期

就任承諾を以て任期の初めとし、任期の確認を行う。事務局は任期確認表を作成する。

第6条　本細則の改廃は、理事会にて行う。

第7条　本細則は平成 30 年 9 月 20 日より施行する。

第8条　本細則は令和 4 年 8 月 25 日より施行する。

第9条　本細則は令和 7 年 6 月 26 日より施行する。

福岡大学附属大濠高等学校同窓会　会費細則

第1条　理事会は、本会会則第30条に基づき、本会の会費を下記とする。

① 新入会員入会金：15,000円

② 新入会員終身会費：15,000円

ここでいう新入会会員とは、59回生・平成23年度以降に母校を卒業したものをいう。

③ 現会員会費：1,000円／年(1回生～58回生)

現会員は3年分3,000円、5年分5,000円など複数年納入が出来ることとする。

④ 現会員は終身会費20,000円を納めることにより年会費の納入を免除することが出来る。

第2条　第1条に規定する入会金及び会費は、新入会員にあっては母校卒業時に、それ以外は随時納入するものとする。

第3条　本細則第2条において納入された入会金、終身会費、年会費はこれを一切返金しないものとする。

第4条　本細則の改廃は、理事会において行う。

第5条　本細則は平成26年5月17日より改訂、施行する。

第6条　本細則は平成28年1月21日より改訂、施行する。

第7条　本細則は令和4年8月25日より改訂、施行する。

福岡大学附属大濠高等学校同窓会　慶弔金・補助金及び交通費に関する細則

第1条　会員の慶弔・補助金及び交通費等については、下記のとおりとする。その他、規定にない事項については、理事会の承認を得て支出することができる。

１．慶弔　下記の者が死亡した場合の香典等	
会長経験者及び現職の役員	香典１０，０００円、供花２０，０００円
本校校長、校長経験者、副校長、教頭、生徒主事、教務主事、事務長	香典１０，０００円、供花２０，０００円
上記関係者の配偶者及び会長が適当と認める同窓会功労者	
２．祝金　本校行事（入学式・修了式・卒業式）に対して、	１０，０００円～３０，０００円
本校行事（文化祭・体育祭）に対して	１０，０００円
有信会会員大会へ	２０，０００円
大濠高校教員記念行事に対しては原則	１０，０００円
高校教員研修会補助（校長要請時）	１００，０００円
【表彰】理事会が特別功労があったと認めた者には感謝状または表彰状を贈る。又、記念品料を支給する。	感謝状対象者　２０，０００円 表彰状対象者　３０，０００円
３．福岡県内支部への補助金（１回／年度）	
支部総会開催には、当日参加者１０名以上３０人未満	３０，０００円
当日参加者３０名以上	５０，０００円
企画書提出の支部に対して郵便代を支給する（但し必ず出席者名簿提出のこと）	
４．県外３支部（関東・東海・関西）への助成金（１回／年度） 関東支部：300,000 円・関西支部：200,000 円・東海支部：100,000 円 但し、企画書、式次第、参加者名簿、集合写真、収支報告書の提出及び残金がある場合は返金をお願いします。	
５．同期会及びクラブ OB 会への補助金（１回／年度）	
同期会開催には、２０名以上５０名未満	３０，０００円
５０名以上	５０，０００円
企画書提出の同期会及びクラブ OB 会に対して郵便代を支給する。 （但し必ず出席者名簿を　提出のこと） 但し、３．４．５．については、開催後、１週間以内に代表者は、出席者名簿を本会事務局宛メール又は郵送しなければならない。 年に一回を支給対象とする。	

６．費用弁償	
関東支部（2 人以内）	６０，０００円
東海支部（2 人以内）	５０，０００円
関西支部（2 人以内）	４０，０００円
本部から福岡県外の出張	同窓会出張規程による
福岡県内（日帰りの場合）（代議員会、理事会、上記以外の支部会に出席の場合）	１，０００円

７．全国大会出場激励金
団体競技一律３０，０００円　　個人競技選手１０，０００円とする。
但し学校側より要請のあった大会を支給対象とする

８．全国大会受賞祝賀会に対するお祝い
一位　　団体３０，０００円　個人２０，０００円
二位・三位　　団体２０，０００円　個人１０，０００円
祝賀会参加の理事には一律５，０００円補助

９．（各）委員会会議室使用の場合交通費として一人１,０００円支給する。
但し懇親会などについては一人１，５００円の補助

１０．代議員会を開催の場合交通費として一人１,０００円支給する。
但し懇親会等については一人２，０００円の補助

１１．上記以外一案件１００，０００円以上の支出に関しては事前に総務委員会へ申請すること。

１２．上記以外の緊急の要請に対して緊急理事会を開催する。

第 2 条　本細則の改廃は、理事会において行う。
第 3 条　本細則は平成 26 年 5 月 17 日より改訂、施行する。
第 4 条　本細則は平成 26 年 11 月 1 日より改訂、施行する。
第 5 条　本細則は平成 27 年 6 月 18 日より改定、施行する。
第 6 条　本細則は平成 29 年 12 月 21 日より改定、施行する。
第 7 条　本細則は平成 30 年 7 月 26 日より改定、施行する。
第 8 条　本細則は令和元年 7 月 25 日より改定、施行する。
第 9 条　本細則は令和 4 年 8 月 25 日より改定、施行する。
第 10 条　本細則は令和 5 年 9 月 28 日より改定、施行する。
第 11 条　本細則は令和 8 年 7 月 23 日より改定、施行する。

福岡大学附属大濠高等学校同窓会　委員会細則

第 1 条　理事会の協議により各役割分担を明確にし、下記常設委員会を設ける。また、必要に応じ理事会の承認の上新たな委員会を設置することができる。

①総務委員会
②企画委員会
③組織委員会
④IT 委員会
⑤校友会委員会
⑥親睦促進委員会
⑦大濠人発行委員会
⑧職域・地域支部委員会
⑨正副会長会議

第 2 条　各委員会は、委員長 1 名、副委員長 3 名以内とする。

第 3 条　各委員会の委員長は原則として理事の中から会長、副会長を除くものから選出する。但し、理事会の承認の上理事以外からも選出することができる。

第 4 条　各委員会は副会長から選出される担当副会長を置くことができる。

第 5 条　各委員会の委員は、各委員会の協議により代議員を含む会員の中から選出する。任期はこれを規定しない。

第 6 条　総務委員会は、下記の事項を統括する。

①事務局（財務を含む）
②名簿管理
③母校助成
④学校窓口
⑤その他必要と認められる事項

第 7 条　企画委員会は、下記の事項を統括する。

① 大同窓会
② 総合企画
③ その他必要と認められる事項

第 8 条　組織委員会は、下記の事項を統括する。

① 学年幹事及び代議員
② 同期会
③ その他必要と認められる事項

第 9 条　IT 委員会は、下記の事項を統括する。

①　公式ホームページ等の管理運営
②　SNS 等の管理運営
③　その他必要と認められる事項

第 10 条　校友会委員会は、下記事項を統括する。
① 校友会 OB 会の組織充実を図るための支援
② 校友会 OB 会の連携強化
③ その他必要と認められる事項
第 11 条　親睦促進委員会は、下記事項を統括する。
① 会員相互の親睦を促進するための企画運営
② その他必要と認められる事項
第 12 条　大濠人発行委員会は、下記事項を統括する。
① 大濠人の発行に関するすべての事項
② その他必要と認められる事項
第 13 条　職域・地域支部委員会は、下記事項を統括する。
① 職域・地域支部の新規設立に関する事項
② 既存職域・地域支部の支援
③ その他必要と認められる事項
第 14 条　正副会長会議は、下記事項を統括する。
① 同窓会の運営に関するすべての事項
② その他必要と認められる事項
第 15 条　各委員会は、それぞれが統括する事項について理事会への報告及び承認を得なければならない。
第 16 条　各委員会は議事録を作成し、理事会へ提出し、事務局にて保管しなければならない。
第 17 条　各委員会は、事業計画及び予算を理事会に提出しなければならない。
第 18 条　各委員会は、事業報告及び決算を理事会に提出しなければならない。
第 19 条　本細則の改廃は、理事会において行う。
第 20 条　本細則は平成 26 年 5 月 17 日より施行する。
第 21 条　本細則は平成 26 年 12 月 1 日より施行する。

附則　本細則は平成 27 年 8 月 20 日一部改定され、同日より施行される。
附則　本細則は令和元年 9 月 26 日に一部改定され、同日より施行される。
附則　本細則は令和 4 年 8 月 25 日より施行する。
附則　本細則は令和 7 年 6 月 26 日に一部改定され、同日より施行される。
附則　本細則は令和 8 年 7 月 23 日に一部改定され、同日より施行される。

福岡大学附属大濠高等学校同窓会　会議に関する細則

会則(第5章及び第7章)による会議に関する細則を次のように定める。

(会議の種類)

第1条　議決を伴う本会の会議は次のとおりとする。

1　代議員会

2　理事会

(会議の構成員と定数)

第2条　代議員会は代議員を構成員とし、過半数の出席を以って成立する。但し、委任状は出席とみなす。

2　理事会は理事を構成員とし、過半数の出席を以って成立する。但し、委任状及び議決権行使書は出席とみなす。

(委任状及び議決権行使書)

第3条　会議にてやむを得ず欠席する場合には、委任状又は議決権行使書を提出するものとする。

2　会議においては当該議事につき議決権行使書を以ってあらかじめ意思を表した者は出席者とみなす。

(発言権)

第4条　会議では議長が指名した者とする。

(表決権)

第5条　会議は出席した者1人につき1とする。但し、委任状又は議決権行使書により当該議事につきあらかじめ意思表示があれば議長はこれを1とする。

2　会則第19条第1項及び第32条の決議に際し、可否同数の場合には議長の決するところによるものとする。

(専決処分)

第6条　天災その他の事由により、その時期に会議を開催することができない状況が生じた場合には、本会会則第14条に記載されたものを除き、会務の執行にあたって必要なものについては、会長が専決処分出来るものとする。

2　前項の規定による専決処分については、会長は次の代議員会においてこれを報告しなければならない。

(会議の同席)

第7条　会議には構成員の他、会長が必要と認めた顧問・事務局員が参加することができる。但し、議長の指名により発言はできるが、表決権はこれを持たない。

(監事)

第8条　会議には監事は1名以上参加することができる。

(改廃)

第9条　この細則は理事会の議決を経なければ変更することができない。

（付則）
第 10 条　この細則は平成 26 年 5 月 17 日より施行する。
第 11 条　この細則は令和 2 年 9 月 24 日より施行する。
第 12 条　この細則は令和 4 年 8 月 25 日より施行する。

福岡大学附属大濠高等学校同窓会　支部細則

第 1 条　理事会は、本会会則第 34 条に基づき、下記の支部を設ける。
①関東支部
②関西支部
③東海支部
④福岡市役所支部(鶴友会)
⑤つつじ会
⑥筑紫支部
⑦糟屋支部

第 2 条　新たに支部を設けようとする場合は、本会会則に定める会員の中から 20 名以上の参加者を必要条件とし、支部総会を毎年 1 回以上開催することを要する。

第 3 条　新たに支部を設立しようとする者は、第 2 条の要件を満たす場合において理事会に設立申請を行い、理事会の承認を受ける事を要する。

第 4 条　各支部は支部長 1 名、副支部長若干名を置くことができる。

第 5 条　各支部は、本会会則第 8 条に基づき支部の中から代議員を選出し、代議員会に出席しなければならない。

第 6 条　各支部は、本会会則に則った規約を策定しなければならない。

第 7 条　各支部は、本会会則とは別に会費を徴収することができる。

第 8 条　各支部は、各支部総会資料を事務局に提出しなければならない。

第 9 条　各支部は、議事録を作成し保管しなければならない。

第 10 条　本細則の改廃は、理事会において行う。

第 11 条　本細則は平成 26 年 5 月 17 日より施行する。
本細則は令和 4 年 8 月 25 日より施行する。

福岡大学附属大濠高等学校同窓会　事務局細則

本細則は福岡大学附属大濠高校同窓会会則第 39 条に基づき、理事会により規定する。

１．事務長

会長の命を受け、事務局の事務を掌握し、職員を指揮監督する。

２．事務職員

事務長の指示を受け、事務局の事務を行う。

３．事務局の職務

①会計事務
②郵便事務
③名簿管理
④役員、代議員、各支部間への連絡事務
⑤主要会議への参加及び議事録作成
⑥学校との連絡窓口
⑦学校行事への参加
⑧その他必要と認められる事項

４．勤務

①事務長

(1)就業日：平日（原則として土・日・祭日・休校日を除く）

(2)就業時間：　10：30～17：00

但し、場合によっては時間外もある。その場合の時間外手当は業務委託　契約の報酬に含むものとする。

(3) 就業時間の規定にかかわらず同窓会、校務その他の都合により、一日の労働時間が 6 時間を超えない範囲で始業時刻及び終業時刻を繰り上げまたは繰り下げすることができる。

(4)業務の都合上休日に出勤した場合は、休日を当月内の他の日に振り替えることができる。

②事務職員

(1)就業日：平日　週 4 日以内（原則として土・日・祭日・休校日を除く）

(2)就業時間：　9：30～16：00　または　9：30～13：00

但し、場合によっては時間外（16:00 以降）及び休日出勤もある。その場合の時間外手当は時間給に 1.25 を掛けて計算する。

(3)休日出勤した場合は、休日を当月内の他の日に振り替えることもできる。但しその場合は前項の時間外手当は計算しない。

５．採用及び契約

①事務長

理事会による書類審査、面接試験により決定する。決定後は業務委託契約を締結する。

②事務職員

理事会及び事務長による書類審査、面接試験により決定する。決定後は業務委託契約を締結する。

６．細則の改廃

本細則の改廃は理事会の承認を必要とする。

７．細則の施行

本細則は平成 26 年 5 月 17 日より施行する。

本細則は令和 3 年 3 月 1 日より施行する。

本細則は令和 4 年 8 月 25 日より施行する。

福岡大学附属大濠高等学校同窓会　名簿管理細則

第 1 条（目的）
本会は、本会会員の個人情報を記載した名簿（以下，「会員名簿」とする。）を作成・管理する。
本会が会員の個人情報を取り扱うに当たっては、本会の目的に沿った利用に限るものとし、その利用においては、本会個人情報保護方針を遵守するものとする。

第 2 条（会員名簿）
会員名簿には、会員の氏名、性別、卒業年度、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号等の各項目を設ける。

第 3 条（名簿管理者）
1 会員名簿の管理は、総務委員会（以下「名簿管理者」とする。）が行う。
名簿管理者以外の会員等が名簿記載情報を閲覧するには、第 6 条で規定する名簿記載情報提供請求手続きによらなければならない。

2 本会同窓会委員会細則に規定される各委員会においては、総務委員会の承認の上本会活動の目的にのみ電子媒体による会員名簿の利用ができるものとする。但し、会員名簿を利用する委員会は、本細則第 3 条に定める名簿管理者に準ずるものとし、本細則の遵守に努めなければならない。

第 4 条（名簿管理者の責務）
1　名簿管理者は、名簿記載情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
2　名簿管理者は、その取り扱う名簿記載情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の名簿記載情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 5 条（名簿記載情報の外部提供の禁止）
名簿管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、名簿記載情報を第三者に提供してはならない。
　一　法令に基づく場合
　二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
　三　次条に定める会員による名簿記載情報提供請求があり、提供が相当と認められたとき
　四　母校による名簿記載情報提供請求があり、提供が相当と認められたとき
第 6 条（名簿記載情報提供請求）
1　名簿記載情報の提供を請求する会員及び母校は、所定の申請用紙にて、次に掲げる事項を明らかにし、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し）を添えた上で、事務局に電子メール又は書面の方法で請求することとする。

一　名簿記載情報の提供を請求する会員の氏名・卒業年度
二　提供を請求する情報の種別及び項目
三　提供を受ける情報の利用目的及び利用方法

2　前項の請求があったときは、名簿管理者は、情報の提供の可否を決定するとともに、提供を相当と認めるときは請求にかかる情報を、相当でないと認めるときはその理由を、請求者に対して開示するものとする。

3　前2項の手続きにより名簿情報の提供を受けた会員及び母校は、情報の漏えいの防止、安全管理のために適切な措置を講じなければならない。

4　対象となる名簿は原則として書面による提供とする。但し、電子媒体での提供を希望する場合は常務理事会の承認を得た場合においてのみとする。

第7条（本人による開示請求）

1　会員は、事務局に対し、自らの名簿記載情報の開示を求めることができる。

2　前項の請求があったときは、名簿管理者は、請求者に対し、遅滞なく、当該会員の名簿記載情報を開示しなければならない。

3　前2項の開示請求の方法、開示の方法は、前条の方法によることとする。

第8条（訂正等）

名簿管理者は、会員から、当該会員の名簿記載情報の内容が事実でないという理由によって名簿記載情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、名簿記載情報の内容の訂正、追加又は削除を行わなければならない。

附則

本細則は平成26年11月1日より施行する。

同窓会会員情報（個人情報）の保護と運用について

１．　個人情報保護の方針

福岡大学附属大濠高等学校同窓会（以下「同窓会」と言う）は、登録された方々の個人情報（住所・氏名・電話番号・卒業年度・組・在籍学科）を保護することについて重大な社会的責任があると認識し、情報主体の権利を保護することや個人情報に関する法規制等を遵守することを最優先の事項と考え、当規定を設けて運用いたします。卒業生情報の継続的改善に取り組み、皆様からの信頼を築き、深めていく努力を致します。

２．　個人情報の取扱い

個人情報管理の重要性を認識し、不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩など個人情報に関するリスクに対して予防措置や安全対策を講じます。

３．　個人情報の利用目的

同窓会は、以下の利用目的に限り、適法且つ公正な手段でこれを収集、利用、提供します。

(1) 同窓会からの各種文書・印刷物の発送
(2) 会員名簿の作成
(3) その他、会則に定める事項（同窓会会務）の遂行に必要と判断される各種事業

４．　個人情報の開示・訂正・利用停止等について

同窓会会員本人の個人情報に関する開示、訂正等（訂正、追加、削除)、利用停止等（利用停止、消去）の請求があった場合には、本人であることを確認した上で、応じられない合理的理由の無い限り、これに対応いたします。

５．　ホームページ上の利用制限について

同窓会ホームページに掲載される情報は、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。

法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの情報を使用（複製、改変、アップロード、掲示、送信、頒布、ライセンス、販売、出版等を含む）をすることは、事前に同窓会の許諾がない限り禁止します。

平成 27 年 12 月 17 日

福岡大学附属大濠高等学校同窓会

表　彰　細　則

（目　的）

第１条　この細則は、福岡大学附属大濠高等学校同窓会（以下「本会」という。）の行う表彰について必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　表彰の対象者は、原則として本会会員とし、次のとおりとする。

（１）　本会会長を務めた者

（２）　その他、本会の名誉を著しく高めた者で、理事会が特に必要と認めた者（本会会員以外の者を含む）

（表彰内容、選考及び表彰時期）

第３条　表彰は、感謝状又は表彰状及び記念品を贈ることとし、会長がこれを行う。

２　表彰内容、対象者の選考及び表彰の時期は、理事会で決定する。

３　その他、この細則に記載されていない事項については、「慶弔金・補助金及び交通費に関する細則」によるものとする。

（改　正）

第５条　この規程は、理事会の議決により改正することができる。

付則

この規程は、平成 28 年 9 月 29 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 25 日より施行する。

福岡大学附属大濠高等学校同窓会　当番回細則

この細則は当番回の整合性のために規定される。従って福岡大学附属大濠高等学校同窓会の会則に則り、同窓会を代表する会長の管轄の元に行われる。

第 1 条　理事会の協議により大同窓会担当として卒業後 30 年たった卒業回を当番回とする。
第 2 条　当番回は実行委員長 1 名、副委員長 3 名以内、事務局 1 名とし、実行委員は適宜とする。
第 3 条　当番回は大同窓会に向け同窓会本部より準備資金を受け取り、大同窓会に向けて活動を行う。
第 4 条　当番回は担当する大同窓会の予算及び計画を立て、理事会の承認を経なければならない
第 5 条　当番回は大同窓会の収支報告を総務委員会の監査を受けた後、理事会で承認を受けなければならない。
第 6 条　当番回は議事録を作成し、理事会へ提出し、事務局にて保管しなければならない。
第 7 条　本細則の改廃は、理事会において行う。
第 8 条　本細則は平成 26 年 5 月 17 日より施行する。